

宮 総 契 第 134 号
令 和 8 年 7 月 14 日

土木コンサルタント事業者 様

宮古島市長 嘉数 登



業務委託に係る最低制限基準価格の設定について（周知）

標記の件について、「宮古島市最低制限価格の設定に係る事務処理要領」を一部改正し、業務委託について最低制限基準価格を設定することと致しましたので、土木コンサルタント事業者の皆様におかれましてはご留意くださいますようお願い致します。

記

1. 改正内容

予定価格が500万円以上の建設工事において最低制限基準価格を設定しておりましたが、今回の改正で、予定価格が200万円以上の業務委託においても最低制限基準価格を設定することとしました。

2. 対象となる業務委託

- ①測量業務 ②建設コンサルタント業務（土木）
③地質調査業務（磁気探査業務含む） ④現場技術業務

※建築設計及び監理業務、補償関係コンサルタント業務等は除く

3. 適用

今回の改正については、令和8年7月27日以降の指名通知から適用とします。

※改正された例規の公布は令和8年7月9日ですが、対象事業者への周知を図るため、一定期間を設けています。

総務部 契約検査課
担当：友利 英彰
(内線2433)